

# 所得税の確定申告・市県民税の申告がはじまります

▶ 問合せ 税務課 市民税係 (内線133・134)

## 所得税の確定申告は 刈谷税務署で行います

確定申告等に関するご質問・  
ご相談は刈谷税務署 (☎21)  
6211)へ。

※電話受付は自動音声で案内してい  
ます。所得税・消費税の確定申告、  
贈与税に関する相談の場合は「0」  
を選択してください。

※市役所税務課窓口では確定申告に  
関する相談はできません。

刈谷税務署ではパソコンを利用し  
た申告書の作成補助を行っています。  
自宅のパソコンでも国税庁ホームペー  
ジから申告書を作成することができ  
ます。(詳しくは16ページをご覧ください)

### 所得税確定申告会場



刈谷税務署(刈谷合同庁舎)  
刈谷市若松町1-46-1

▼とき 2月16日(木)～3月15日(木)

(土・日曜日を除く)

午前9時～午後5時

※2月19日(日)、26日(日)は開設

▼ところ 刈谷税務署

※臨時駐車場の利用可能期間は2月  
1日～3月30日です。混雑が予想  
され、駐車台数には限りがありま  
すので、申告会場へお越しの場合  
は公共交通機関をご利用ください。  
※ハローワーク用駐車スペースは利  
用しないでください。

### 所得税の確定申告が必要な人

- ① 次のいずれかに該当する人
  - ・ 営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡などの所得があり、各所得金額の合計額が所得控除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除など)の合計額より多い人
  - ・ 所得税の源泉徴収をされていない日雇賃金などを受け取った人
  - ・ 生命保険や簡易保険などの満期、解約などで一時所得になる保険金を受け取った人
  - ・ 原稿料、印税、雑所得(公的年金、互助年金等)のある人
- ② 給与所得者(サラリーマン)で次のいずれかに該当する人
  - ・ 給与収入の合計が2千万円を超える人
  - ・ 給与所得の他に前記①の所得が20万円を超える人
  - ・ 2か所以上から給与を受けている人で、年末調整がされていない従たる給与の収入と、そのほかの所得の合計額が20万円を超える人

### 確定申告をすると所得税が戻る場合

確定申告をする義務のない人でも、次のような場合は申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ・ 多額の医療費を支払った人
  - ・ 住宅ローンのある人
  - ・ 災害、盗難などにあった人
  - ・ 中途退職などの理由で年末調整を受けていない人
- ※還付を受けるための申告書は、申告期間(2月16日～3月15日)以外でも、刈谷税務署に提出(郵送可)することができます。

### 確定申告に必要な持ち物

- ・ 申告書(郵送された人のみ)
- ・ 収入金額や必要経費の内訳のわかるもの(収支内訳書など)
- ・ 給与、公的年金などの源泉徴収票(原本)
- ・ 上場株式等の配当の支払通知書、投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・ 国民健康保険税、介護保険料の払込証明書(社会保険料控除額通知書)または領収書
- ・ 国民年金保険料の控除証明書または領収書
- ・ 生命保険、地震保険の保険料控除証明書
- ・ 障害者控除を受ける人は、障害者手帳など
- ・ 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得金額のわかるもの
- ・ 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書(医療費控除の対象になるかわからない場合は税務署へお問合せください。)

た医療費の領収書(医療費控除の対象になるかわからない場合は税務署へお問合せください。)

- ・ 税金が還付になる人は、申告者本人の預貯金口座のわかるもの
- ・ 印鑑(朱肉をつかうもの)
- ・ 昨年の申告書の控え(ある人のみ)
- ・ その他申告に必要と思われるもの

※書類が不足していると申告できない場合があります。

「平成23年分社会保険料控除額通知書」について

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の「平成23年分社会保険料控除額通知書」は、1月20日頃に発送を予定していますので、申告に必ずお持ちください。

なお、国民年金保険料の控除証明書については、日本年金機構から郵送されます。

### 確定申告書の送付

確定申告書は税務署から2月上旬以降順次送付される予定です。

なお、平成22年分の確定申告書がパソコン等で作成した人は、申告書を送付されない場合があります。申告書の送付に関しては、刈谷税務署にお問合せください。

※申告書は、申告会場にも用意してあります。国税庁ホームページから取得することもできます。また、2月上旬から市役所でも所得税の確定申告用紙(一部のみ)を用意する予定です。

# 確定申告のお知らせ

— 申告は自分で書いてお早めに、郵送で —  
申告は3月15日(木)までに

## 刈谷税務署からの お知らせ

□ 東日本大震災の被害を受けて  
避難されている人へ

納税地を所轄する税務署の管轄外へ避難されている皆さんの国税に関するご相談等は、最寄りの税務署でお受けすることができます。

□ 公的年金等を受給されている人へ

平成23年度税制改正により、公的年金等の収入金額の合計額(複数から受給されている場合はその合計額)が400万円以下で、かつ、公的年金等に係わる雑所得以外の所得(給与所得・個人年金など公的年金以外の雑所得・配当所得・生命保険の満期返戻金などの一時所得)金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。詳しくは刈谷税務署にお問合せください。

※所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要です。

□ 税務署に行かなくても確定申告  
が出来ます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、所得税、消費税(個人)の確定申告書や青色申告決算書、贈与税の申告書などが作成できます。

「ステップ1」 申告データの入力

・入力したデータを基に税額などが自動計算されます。  
・作成途中のデータも保存できます。

「ステップ2」 プリントアウト(印刷)

「ステップ3」 税務署に提出  
(郵送可)

□ e-Taxをはじめよう!

「ステップ1」で作成した申告書データ(贈与税の申告書を除く)は、e-Tax(電子申告)を利用して提出できます。

【事前準備】

○ 電子証明書を取得(要手数料)  
※すでに取得している人は、有効期限切れにご注意ください。  
○ ICカードリーダーライタを用意

○ 開始届出書を提出(送信)し、利用者識別番号を取得

○ ソフトのインストールと初期登録

【利用開始】

○ 「確定申告書作成コーナー」で所得税や消費税(個人)のデータ作成  
○ e-Taxを利用して申告書の提出

## 確定申告書送付先

刈谷税務署 〒448-8523  
刈谷市若松町1-46-1

※確定申告期間中は、刈谷税務署行きの確定申告書提出箱を市県民税申告会場および市役所税務課窓口に設置します。(提出のみで相談・内容確認はできません)

## 確定申告書作成コーナー

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

## 電子申告

e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

## 確定申告書作成コーナー 電子申告ヘルプデスク

0570-015901

## 税理士による 広域確定申告センター

▼とき 2月1日(水)～9日(土)・日曜日を除く) 午前9時15分～午後5時

▼ところ アスナルホール(金山総合駅北口 アスナル金山内)

▼内容 税理士によるパソコンを利用した申告書の作成補助

※会場の状況により案内を早めに終了する場合があります。できるだけ午後4時までにお越しください。駐車場がないため公共交通機関を

ご利用ください。

▼問合せ 名古屋国税局個人課税課  
(☎052(951)3511)

## 住宅借入金等特別控除の 確定申告説明会

▼とき 2月6日(月)～8日(水) 午前9時～午後4時

▼ところ 刈谷税務署

▼対象者 住宅ローン等を利用してマイホームを新築・購入し、平成23年中に入居した人

▼内容 パソコンを利用した申告書の作成指導等

▼必要なもの

- ・2ページの確定申告に必要な持ち物
- ・住民票の写し
- ・家屋の登記事項証明書
- ・請負契約書または売買契約書等
- ・交付を受ける補助金等の額を証する書類
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ・敷地等の登記事項証明書、分譲に係る契約書の写しなど(敷地等の購入に係る住宅ローン等について適用を受ける場合)

※認定長期優良住宅に該当する場合や住宅取得等資金の贈与を受けた場合、控除を受けるための要件などご不明な点はお問合せください。

▼問合せ 刈谷税務署 (☎21)6211



# 確定申告のお知らせ

## 税理士による 無料税務相談

所得税の相談と併せて消費税および地方消費税の相談にも応じます。

▼とき 2月16日(木)、17日(金)、20日(月)、21日(火) 午前9時30分～正午・午後1時～4時

▼ところ 市役所3階 第2・3会議室

▼対象者(次のいずれかに該当する人)

①前年分の所得金額(青色申告特別控除前または事業専従者控除前)が30万円以下の人

②消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成21年分)の課税売上高が3千万円以下で、かつ①に該当する人

③給与所得者および年金受給者の人

▼注意 会場ではe-Taxによる申告相談を行います。利用者識別番号、暗証番号がお分かりの場合はご持参ください。

譲渡所得(土地、建物および株式等売却された人)、山林所得、贈与税の申告をする人や税務署から来署案内が送付されている人は当会場では相談できません。また、消費税・地方消費税の相談で記帳などに不備があり、申告書の作成に長時間を要する場合は、青色申告特別控除65万円を受けようとする人で貸借対照表が作成されていないなど、決算書の作成に長時間を要する場合は当会場と相談できません。税務署の確定申

告会場をご利用ください。

## 市県民税の申告は

## 市内の各会場で行います

税務課 市民税係(内線133・134)

## 市県民税の申告が必要な人

平成24年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに該当する人(所得税の確定申告をする人、前年中の所得が1か所からの給与のみで年末調整が済んでいる人は必要ありません)

- ①給与所得者
- 給与所得以外の所得があり、その金額が20万円以下の人
- 2か所以上から給与を受けている人で、年末調整を受けない給与の収入金額が20万円以下の人
- 平成23年中に退職した人で、他に収入がない人

- ②年金所得者
  - 公的年金を受給していて、各種所得控除を受ける人
  - 公的年金以外の所得があり、その金額が20万円以下の人
- ※所得税の確定申告が必要ない場合でも、市県民税の計算のために申告が必要となる場合があります。

- ③営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡の各所得がある人
- ④昨年中収入のなかった人および非課税収入(遺族年金、障害年金、失業給付金など)のみで次のい

れかに該当する人

- ・国民健康保険に加入している人
- ・※申告することにより国民健康保険税が軽減されることがあります。
- ・家族の税法上の扶養に入っていない人
- ・市県民税の所得証明が必要な人

## 市県民税申告会場

【市役所申告会場受付案内】

- ▼とき 2月16日(木)～3月15日(木)(土・日曜日を除く) 午前9時～11時15分・午後1時～4時
- ※正午～午後1時は職員による相談、指導は行いません。
- ▼ところ 市役所3階 第2・3会議室

【出張申告会場受付案内】

とき	ところ
2/7(火)	保健センター2階 検診室
2/8(水)	西丘文化センター2階 教養娯楽室
2/9(木)	文化広場 第1研修室
2/10(金)	福祉の里ハツ田3階 さくら
2/14(火)	文化会館(パティオ池鯉鮒)2階 ワークショップ室

[時間は9:30～11:30、13:30～15:30]  
※出張申告期間中は担当職員が各会場へ出向き不在になるため、市役所での受付、相談はできません。

【申告会場での注意事項】

申告書は、原則ご自身で計算して作成していただきます。申告書の作成に要する時間も考慮し、ご来場く

ださい。申告会場が混雑し待ち時間が長くなる場合もあります。

## 市県民税申告書の送付

昨年の申告状況等に基づき、申告が必要と思われる人に、1月20日頃発送予定です。申告書は申告会場、税務課窓口にも用意しています。

## 市県民税申告に必要な持ち物

2ページの、「確定申告に必要な持ち物」と同様です。

## 市県民税申告書の提出

提出のみの場合は、税務課窓口および各申告会場前の提出箱へ。郵送での提出は市役所税務課宛てにお送りください。

## 所得税の確定申告の受付

申告する所得(収入)が給与所得、公的年金等の雑所得の場合(確定申告書様式A様式の人)は市県民税申告会場と相談・受付しますが、次の人は相談できませんので、刈谷税務署で相談してください。

- ①営業、農業、不動産、株式、土地等の譲渡所得のある人(確定申告書様式B様式の人)
- ②住宅借入金等特別控除を受ける人
- ③個人事業者の消費税および地方消費税を申告する人
- ④平成23年中に給与を受けた人
- ⑤外国人で所得税の確定申告をする人